

# 審 査 基 準

令和6年3月1日作成

法 令 名：個人情報保護に関する法律
根 拠 条 項：第93条第1項及び第2項
処 分 の 概 要：保有個人情報の訂正請求に係る訂正決定等
原権者（委任先）：佐賀県警察本部長
法 令 の 定 め： 個人情報保護に関する法律 第90条（訂正請求権） 第91条（訂正請求の手続） 第92条（保有個人情報の訂正義務） 第93条（訂正請求に対する措置） 第124条（適用除外等）
審 査 基 準：別添のとおり
標 準 処 理 期 間：30日（ただし、法第83条第2項及び第84条に該当する場合を除く。）
申 請 先：警察本部警務部広報県民課情報公関係（情報公開センター） 当該公文書を管理する警察署の警務課（情報公開コーナー）
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部広報県民課情報公関係（電話0952-24-1111 内 2204） 各警察署の警務課
備 考：